

介護老人福祉施設重要事項説明書 (令和7年11月1日改訂)

1. 特別養護老人ホーム西水元あやめ園の概要

(1) 施設の名称・所在地

介護保険指定番号	介護老人福祉施設（東京都1372200558号）
事業所名	特別養護老人ホーム西水元あやめ園
所在地	東京都葛飾区西水元二丁目2番8号

(2) 施設の職員配置

職 種	員 数	備 考
施設長	1人(常勤)	認知症対応型通所介護、居宅介護支援事業所 管理者兼務
医師	2人以上(非常勤)	精神科医1人含む
生活相談員	1人(常勤)以上	短期入所生活介護兼務
介護職員	35人(常勤換算)以上	看護職員との合算
看護職員	3人以上	内、常勤1人以上
栄養士	1人(常勤)以上	
機能訓練指導員	1人(常勤)以上	
介護支援専門員	1人(常勤)以上	
事務職員	1人(基準外)以上	
調理員	(業務委託・基準外)	

(短期入所生活介護の配置職員を含む)

(3) 同施設の設備の概要

定員98名、静養室、居室(4人部屋、2人部屋、個室)、医務室、食堂、機能訓練室、浴室(一般浴槽・特殊浴槽)、談話室、ほか

2. サービス内容

(1) 居 室

居室は個室、多床室(2人用、4人用)があります。入所後、居室の変更をさせて頂く場合がございます。また、ご入院等されている間の空きベッドは、ショートステイとしてご利用される方にご使用いただく場合がございます。戻られた際にはお部屋はご用意させていただきます。

(2) 食 事

朝食(7:30～8:00頃)、昼食(12:00～12:30頃)、夕食(18:00～18:30頃)

原則、各階の食堂にておとりいただきます。

なお、食事の用意を希望されない場合は、前日の午後5時までにお申し出下さい。

(3) 入 浴

週に最低2回入浴して頂けます。ただし状態に応じ、清拭となる場合があります。

(4) 介 護

施設サービス計画に沿って以下の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、寝返り介助、シーツ交換、私物の洗濯、施設内の移動の付添い等

(5) 機能訓練

居室や廊下又は機能訓練室等にて機能訓練を行います(週1回程度)。

(6) 生活相談

生活相談員等に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(7) 健康管理

当施設では、年間1回以上健康診断を行います(利用者負担なし)。週1回以上医務室にて診察や健康相談サービス、月2回精神科医による医療指導を受けることができます。

インフルエンザやその他感染症の集団感染を予防するため、希望にて予防接種ができます。

また、医師よりインフルエンザ感染防止の予防服薬の診断があった場合は、希望にて服薬をすることができます(保険外自己負担:5000円程度)。

(8) 特別な食事

行事や祭事等では、基本食事サービス費の費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を希望者に提供いたします。料金は別途かかります。

(9) 理美容

当施設では有料にて理容サービスを実施しております。また、ご希望により美容サービスもご利用できます。料金は別途かかります。

(10) 日常費用支払代行

日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。

サービスご利用に際しては、別途「預り金管理規程」に基づく申込が必要となります。

支払代行した内容については、規程に基づき定期的に報告します。(別途管理料がかかります。)

(11) 所持品の保管

居室の床頭台やロッカーに所持品を保管できます。ただし、持ち込める所持品の種類や容積に制限がありますので、詳しくは職員にお尋ね下さい。

(12) レクリエーション

当施設では、年間を通じて各種季節行事等を行います。行事によっては別途自己負担金がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

3. 料 金

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額をお支払いいただきます
ただし、介護保険適用時には、事業者を支払われる保険給付(施設介護サービス費)の額を控除して
得た額をお支払いいただきます。

法定料金

(1) 基本サービス料金＋施設体制加算料金

【施設体制加算内訳】

日常生活継続支援加算(Ⅰ)36単位、看護体制加算(Ⅰ)4単位、夜勤職員配置加算(Ⅰ)13単位、協力医療機関連携
加算50単位、個別機能訓練加算12単位、精神科医師定期的療養指導加算5単位、介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)14%、科学的介護推進体制加算(Ⅱ)50単位

	1日あたりの基本料金	1日あたりの自己負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護度1	8,185円	818円	1,637円	2,455円
要介護度2	9,057円	905円	1,811円	2,717円
要介護度3	9,962円	996円	1,992円	2,988円
要介護度4	10,834円	1,083円	2,166円	3,250円
要介護度5	11,695円	1,169円	2,339円	3,508円

※施設体制加算とは、入所者全員の日々の生活を支援するために、施設がその条件を整えた場合に
認められる法定の加算料金です。施設の体制の変更により加算内容に変更が生じる場合があります。

日常生活継続支援加算 ; 要介護度が高い、または認知症の利用者の入所数と介護福祉士の配置
精神科医師指導加算 ; 精神科医師による療養指導
夜勤職員配置加算 ; 深夜帯に限らず、朝食、夕食の時間帯に夜勤者数に加え一人以上の
職員配置
看護体制加算 ; 常勤看護師の配置
介護職員処遇改善加算 ; 介護職員の処遇改善の確保
科学的介護体制加算 ; 科学的介護推進体制加算はLIFEへデータを提出し、フィードバックを
活用することで科学的介護を推進する取り組みを評価する
協力医療機関連携加算 ; 介護老人福祉施設について、協力医療機関との実効性のある連携体制
を構築するため、入所者または入居者の現病歴等の情報共有を行う
会議を定期的開催することを評価する

※自己負担金につきましては、「介護保険負担割合証」に記載された割合が適用されます。

(2)その他の加算料金(事業所又は個人が適用要件に該当する場合加算されます。)

加算の名称	適用要件等	1日(1回)あたりの自己負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
初期	・新規入所又は30日を超える入院後に再び入所した場合(30日間限度)	32円	65円	98円
科学的介護推進体制(Ⅰ・Ⅱ)	・サービスの向上を図るため、厚生労働省に情報を提供し、そこから得られる情報を活用し、利用者の状態に応じたサービス計画の実施と見直しサービスの質の管理を行う	一月につき (Ⅰ)43円 (Ⅱ)54円	一月につき (Ⅰ)87円 (Ⅱ)109円	一月につき (Ⅰ)130円 (Ⅱ)163円
高齢者施設等感染対策向上(Ⅰ)	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ・診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。	一月につき 10円	一月につき 21円	一月につき 32円
協力医療機関連携	介護老人福祉施設について協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価する	一月につき 54円	一月につき 109円	一月につき 163円
新興感染症等施設療養費	・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。	一日につき 261円	一日につき 523円	一日につき 784円
療養食	・医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、膵臓病食、貧血食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供されたとき	1食:6円 2食:13円 3食:19円	1食:13円 2食:26円 3食:39円	1食:19円 2食:39円 3食:58円
口腔衛生管理(Ⅰ)	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施する	1月につき 98円	1月につき 196円	1月につき 294円
経口移行	・経管により食事を摂取する入所者に経口摂取を進めるために、医師の指示に基づき計画的に栄養管理を行った場合	30円	61円	91円
経口維持	・摂食機能障害にて誤嚥が認められる入所者に医師の指示を受け、継続して計画的に経口摂取をすすめる特別な栄養管理を実施した場合	一月につき (Ⅰ)436円 (Ⅱ)109円	一月につき (Ⅰ)872円 (Ⅱ)218円	一月につき (Ⅰ)1,308円 (Ⅱ)327円
安全管理体制	・介護保険施設における事故防止と発生の防止と適切な対応を推進する	入所時1回のみ 21円	入所時1回のみ 43円	入所時1回のみ 65円
再入所時栄養連携	・医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など大きく異なる栄養管理が必要となり調整を行った場合	一月につき 218円	一月につき 436円	一月につき 654円
褥瘡マネジメント(Ⅱ)	・入所者の褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し計画的に管理した場合	一月につき 14円	一月につき 28円	一月につき 42円
外泊	・入所期間中に入院、または自宅等に外泊した場合(一月に6日を限度)	268円	536円	804円
退所前(後)訪問相談援助	・退所後生活する居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対して必要な相談援助を行った場合	501円	1,002円	1,504円
退所時相談援助	・入所者及び家族等に対して退所後の相談援助を行い、市区町村及び地域包括支援センター等に対して、居宅サービスに必要な情報を提供した場合	436円	872円	1,308円
退所前連携	・居宅介護支援事業者等に対して必要な情報の提供をし、連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合	545円	1,090円	1,635円
自立支援促進	・医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を行い、6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること	1月につき 305円	1月につき 610円	1月につき 915円

(3)食費及び居住費の基準費用額

○基準費用額

この表は、介護保険負担限度額認定証を受けていない方【利用者負担第4段階】にご負担いただく費用です。

利用居室種類	居住費	食費	1日あたり
従来型個室(1人部屋)	1,231円	1,600円	2,831円
多床室(1人部屋以外)	915円		2,515円

4. その他の負担金

特別な食事、理美容代、趣味活動費、インフルエンザ予防接種代、インフルエンザ予防服薬代
日常生活でも通常必要となるものに係る経費等(タオル、歯ブラシ、私物電化製品の電気代等)
は別途料金(下表参照)がかかります。

サービス項目	サービス内容	単位	金額	備考
日用品等	施設が用意した日用品の使用	1日あたり	50円、100円 (税込)	別途申込み
電気代	お客様が持ち込まれた電機製品等に 係る電気代	1コンセント 1日あたり	20円 (税込)	別途申込み
テレビ レンタル代	居室内でのテレビのお貸し出し費用と 電気代	1台 1日あたり	50円 (税込)	別途申込み
預貯金通帳の 管理出納代行	銀行通帳の管理、及び出納代行業務	1日 あたり	50円 (税込)	預貯金の出納管理、入 院医療費等の支払含 む
インフルエンザ 予防接種費用	インフルエンザワクチンの接種	1回	実費	任意による予防接種
インフルエンザ 予防服薬費用	インフルエンザの感染防止のため医師が 予防服薬を保険外処方した場合の費用	1回	実費	任意による予防服薬 (医療保険適応外)
理美容代	お客様が希望する理美容	1回	実費	理美容師が来園し行う 整髪代
特別な食事	お客様が行事食等をお選び頂いた場 合の食事代	1食	実費	別途申込み
喫茶・出前	お客様が希望した喫茶や出前での飲 食	1回	実費	出前、喫茶等
趣味活動費	お客様が希望する趣味的活動(習 字、お花、刺繍、張り子等)	1回	実費	材料費、有料講師代
旅行・外出費用	ご本人が希望する宿泊、日帰り旅行	1回	実費	借り上げ車両費、燃料 費、有料道路代、入場 料、飲食代等
遠方への通院等 における費用につ いて	協力病院以外への遠方への通院、及 びお客様が希望した場合の車輛の燃 料費	1回	実費	燃料費、有料道路代等
文書作成代	在園、生計同一等の証明書の作成	1通 あたり	300円 (税込)	葛飾区手数料に準じる
不要品処分料	遺留品等の施設での処分	45ℓ以上1袋 あたり	250円 (税込)	葛飾区事業系ゴミ処理 代相当

5. サービス提供記録の複写物の作成と送付

- ① サービス提供記録の複写物の作成に要する費用は、1枚につき10円です。
- ② サービス提供記録の複写物の送付に要する費用は、郵便料金の額です。
- ③ プライバシー保護のため、サービス提供記録の複写物の作成と送付を利用できる方は、利用者と代理人のみです。

6. 支払い方法

- ① お客様は、料金を月ごとに合計して支払います。
- ② 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までにお客様に請求します。
- ③ お客様は、当月の料金の合計額を翌月20日にお客様ご指定の口座から自動引き落としにて、お支払い頂きます。(別途、自動引き落とし手数料をご負担いただきます。)
- ④ 事業者は、お客様から料金の支払いを受けたときは、領収証を発行します。

7. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- ① 要介護1以上の認定を受けた方で、入所をご希望の方は、まずはお問い合わせ下さい。
- ② 入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件を満たせば、自動的に更新します。なお、ご利用の契約の前に入院加療の必要性や感染症の有無等の確認のため、事業所所定の様式により、医師の診断書の提出を求める場合があります(詳細は、生活相談員にお尋ねください)。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ② 介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1・2、要介護1・2(※1)となった場合
- ③ お客様の死亡又は被保険者資格を喪失した場合

※1 (1)平成27年4月1日以降のご入所の者

要介護1又は要介護2に変更になった場合は、原則、退所となります。施設の入所判定会議で、一定の要件に照らし入所継続が必要と認められた場合は、特例入所として引き続き入所頂けます。

○一定の要件

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(2)平成27年3月31日以前のご入所者

平成27年4月1日以降に要介護1又は要介護2に変更となった場合も、引き続き入所頂けます。

(3) その他

- ① お客様が、サービス利用料金の支払を60日以上遅延し、料金を支払うよう催告しあと20日以内にお支払いいただかない場合、またはお客様が当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただきます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ② お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込がない場合、又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただきます。
なお、退院後に再度入所を希望されるような場合は、お申し出下さい。
- ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ④ お客様が入院された場合、病院・診療所からの診断書もしくは診療情報提供書をもとに、嘱託医・施設職員により医療的対応を含む健康面、集団生活への適応、現状の介護・看護体制等から総合的に判断し、施設生活の継続が難しいと判断した場合は、退所となります。

(4) 契約終了時の援助

事業者は、本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合は、円滑な退所のため、利用者等の希望に応じて、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、次の各号のうち必要な援助を利用者に対して速やかに行うものとします。

- ① 適切な医療機関又は介護保険施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者紹介

8. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という法人の理念のもとに、お客様の人格を最大限尊重し、福祉の増進を図りお客様支援に万全を期するものとする。

- ① ボランティアの積極的な受け入れを進めて、お客様とのふれあい交流をもっていただく中で、高齢者や施設の理解を深められるよう、地域福祉の拠点となる施設を目指します。
- ② 職員の専門性を社会に還元すべく、介護福祉士やホームヘルパー養成の実習施設、あるいは官公庁や民間企業の職員研修、さらには学生・生徒の教育実習の場を提供します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
異性介助の有無	○	
サービスマニュアルの作成	○	
虐待の防止	×	虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図ります。また、従業者の研修を定期的実施するための担当者を置きます。
身体的拘束	×	生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等をする場合は、事前にお客様及びご家族様のご了承を得ます。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

① ご面会

概ね午前9時～午後8時まで常時受け付けています。(但し利用者の体調や各種感染症の状況による)
お手数でもご面会の際は、面会票の記入をお願いしています。

② 外出・外泊

ご家族とご一緒でしたら、いつでもご自由にお出かけいただけますが、外出・外泊届けの手続きが必要です。

③ 飲酒・喫煙

- ・飲酒は本人が希望し、医師の許可があれば実費を徴収し飲酒することができます。
- ・喫煙は施設内では一切禁止です。ご希望の方は職員にご相談下さい。

④ 設備器具の利用

車椅子、ポータブルトイレ等につきましては、施設で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいてもかまいません。(事前にご相談下さい。)

⑤ 金銭・貴重品の管理

- ・お客様がご自分で管理される場合は、床頭台の鍵を用意していますので、お申し出下さい。
- ・お客様がご自分で管理することが困難な場合は、別途お申し出下さい。「預かり金管理規定」に基づきお預かりいたします。(別途保管料がかかります。)

⑥ 所持品の持ち込み

居室内に必要な最小の持ち込みをお願いしています。

⑦ 施設外での受診

ご利用期間中に発熱等、医師の診察を受けた方が望ましいと判断された場合は、ご家族に連絡の上、受診についてご相談申し上げます。また必要により受診へのお付き添いをお願いします。

⑧ ペット

お客様の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮いただいております。
ご面会等でペットをお連れになった時は、1階でのご面会をお願いします。

(4) 施設内禁止事項

お客様は施設内で次の行為を行わないで下さい。

- ① けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、宗教活動等の勧誘や、習慣等を押しつけること
(ご本人の思想、信条、信仰は自由です)
- ③ 指定した場所以外での喫煙や火気を用いること。
- ④ 施設の備品等の移動や故意に破損すること。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等があった場合は、状態により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより、第一連絡先の家族へご連絡いたします。なお、連絡が病院への搬送後となる場合もありますのでご了承下さい。緊急的に入院された場合のお付き添い、入院等の手続きに関してはご家族様にてお願い致します(緊急連絡に関しては深夜や早朝になることもありますのでご了承下さい)。

10. 協力病院

- | | | |
|---------------|-------------------|-----------------|
| (1) 第一病院訪問診療部 | 東京都葛飾区東金町4-3-7 2階 | 電話 03-3627-2475 |
| (2) 第一病院 | 東京都葛飾区東金町4-2-10 | 電話 03-3607-0007 |
| (4) 西綾瀬歯科 | 東京都足立区西綾瀬2-6-20 | 電話 03-5681-4181 |

※協力医療機関との間で入所者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催します。

11. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

地震、災害時に備え、地元町会と相互応援に関する協定を締結し、人命の安全確保に努めているほか、非常災害時に備えて、非常食料・飲料水・医薬品等の備蓄を実施しています。

また、電話回線が不通となった場合に備えて、警察署・消防署、区役所等各関係機関と無線で交信できるようになっています。

一次避難場所は、西水元三丁目幸田小学校で、広域避難場所は東金町の水元公園です。

(2) 防災設備

火災通報のための複合受信機、火災通報装置を備えております。消火器、スプリンクラー、自動火災報知器、防火設備等を設置しています。

(3) 防災訓練

消防計画に基づき、毎月防災訓練を行っています。

防火管理者:係長 杉浦 美香

12. サービス内容に関する相談

◇サービス相談窓口◇

電話番号 03-3826-2951

受付時間 月～金曜日(祭日を除く) 午前9時～午後5時30分

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 施設の運営管理、職員に関すること | 施設長 岡部 智彦 |
| ② お客様の生活、介護に関すること | 課長 金井 紳之介 |
| ③ 諸手続、提供サービス全般に関すること | 課長 金井 紳之介 |

(1) 苦情処理窓口

苦情処理窓口担当 : 課長 金井 紳之介

(2) 区の窓口

葛飾区役所保健福祉部介護保険課 電話 03-5654-8246

受付時間 月～金曜日(祝祭日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

(3) 公的団体の窓口

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

受付時間 月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時

13. 事故発生時の対応について

(1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、葛飾区介護保険課、関係機関に連絡すると共に、必要な対応を誠実にを行います。

(2) 事故の状況および対応状況を正確に把握し、記録します。

事業者の責めに帰すべき事由によって利用者に対する賠償すべき損害が発生した場合には、その損害を賠償します。

14. 第三者評価の実施状況

(1) 実施状況の有無:有り 実施日:令和7年2月26日 評価機関名:一般社団法人 Ricco lab.

※評価結果につきましては「とうきょう福祉ナビゲーション福祉サービス第三者評価」のホームページでご覧頂けます。

15. 法人の概要について

法人種別・名称	社会福祉法人 武蔵野会
代表者役職・氏名	理事長 山田 貴美
本部所在地	〒192-0083 東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201
電話番号	042-631-6341

定款の目的に定めた事業

法人種別・名称	社会福祉法人 武蔵野会
代表者役職・氏名	理事長 山田 貴美
本部所在地	〒192-0083 東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201
電話番号	042-631-6341

定款の目的に定めた事業

特別養護老人ホーム	・西水元あやめ園
併設短期入所生活介護	・西水元あやめ園
認知症専用併設型通所介護	・西水元在宅サービスセンター
居宅介護支援事業所	・居宅介護支援事業所 あやめ

<武蔵野会他施設>

児童養護施設	・武蔵野児童学園
児童発達支援センター	・すぎな愛育園
障害者支援施設	・さくら学園 ・練馬福祉園 ・大島恵の園
障害者福祉サービス	・第2大島恵の園 ・小平福祉園 ・リアン文京
(生活介護)	・東堀切くすのき園 ・世田谷区立駒沢生活実習所
(生活介護・就労継続)	・世田谷区立九品仏生活実習所
(就労移行・継続)	・八王子生活実習所 ・練馬区立大泉町福祉園
障害者福祉センター	・練馬区立光が丘福祉園
障害者相談センター	・希望の里 ・白鳥福祉館
障害者グループホーム	・練馬区立北町福祉作業所 ・きね川福祉作業所
	・八王子福祉作業所 ・世田谷区立世田谷福祉作業所
	・世田谷区立烏山福祉作業所 ・ジョブ・サポート・プラザちよだ
	・八王子市心身障害者福祉センター
	・千代田区立障害者福祉センター「えみふる」
	・練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター「すてっぷ」
	・柘植寮(大島町) ・しろがねホーム(港区)
	・ふじもりホーム(八王子市) ・ふぁみりあ(千代田区)
	・きたまちホーム(練馬区) ・からすやまホーム(世田谷区)
	・おおいずみまちホーム(練馬区) ・サライ(八王子市)

その他

葛飾区在宅心身障害者緊急一時保護業務の受託運営
葛飾区高齢者ショートステイ事業の受託運営

空欄

介護老人福祉施設の利用開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 特別養護老人ホーム西水元あやめ園
代表者 施設長 岡部 智彦
東京都葛飾区西水元二丁目2番8号

説明者 所 属 特別養護老人ホーム西水元あやめ園
氏 名 印

私は、「介護老人福祉施設重要事項説明書」により、事業者から介護老人福祉施設の利用についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(お客様) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(お客様との関係)